

令和 年分 生命保険契約等の一時金の支払調書

現	保険金等受取人	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区〇〇〇〇	氏名又は名称	山田太郎																		
	保険契約者等又は保険料等払込人		同上	氏名又は名称	山田太郎	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0				
						被保険者等	同上	氏名又は名称	山田太郎	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0
										前	直前の保険契約者等	同上	氏名又は名称	山田一郎									
保険金額等		増加又は割増保険等	未払利益配当金等	貸付金額、同未収利息																			
15 000 000 千円																							
未払込保険料等		前納保険料等払戻金	差引支払保険金額等	既払込保険料等																			
				12 000 000 千円																			
				(内 4 000 000 千円)																			
LBS 支払時 「生前給付」 「生前給付保険」	保険事故等	解約	保険事故等の発生日	令和7年 12月 15 日																			
	保険等の種類	終身保険																					
	契約者変更の回数	1	保険金等の支払年月日	令和7年 12月 25 日																			
保険会社等	所在地	東京都中央区〇〇〇〇																					
	名称	〇〇生命保険株式会社	法人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0	1							
整理欄		①	②																				

310

現

備考

- この支払調書は、居住者及び内国法人に支払う法第225条第1項第4号に規定する給付並びに非居住者及び外国法人に支払う法第161条第1項第14号に規定する給付のうち一時金について使用すること。
- この支払調書の記載の要領は、次による。
 - 「住所(居所)又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - 「未払利益配当金等」の項には、その一時金に係る第86条第1項第3号に掲げる剰余金又は割戻金の額を記載すること。
 - 「既払込保険料等」の項には、その一時金に係る第86条第1項に規定する生命保険金等に係る契約(以下この表において「生命保険契約等」という。)に基づき分配又は割戻しを受けた剰余金又は割戻金の額を控除した生命保険料等の金額を記載すること。
 - 「保険事故等」の欄には、死亡、満期、解約その他その一時金の支払事由を記載すること。
 - 「保険等の種類」の欄には、生命保険契約等の種類を記載すること。この場合において、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく租税特別措置法施行令第2条の28第1項に規定する解約返戻金で租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用がないものについては、「財形年金等」と記載すること。
 - 契約者以外の者が保険料等の払込みをしていることが明らかなものについては、「保険契約者等」の欄にその保険料等の払込人を記載すること。
 - 第86条第1項第8号に規定する契約者の変更があつた場合には、次によること。
 - 「直前の保険契約者等」の欄に、当該変更前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
 - 「既払込保険料」の項の内書に、現契約者(《6》に該当する場合には、その保険料等の払込人)が払い込んだ保険料等の額を記載すること。
 - 「契約者変更の回数」の欄に、当該生命保険契約等に係る契約者の変更の回数を記載すること。
 - 解約の場合には、解約返戻金相当額を「保険金額等」の欄に記載すること。
 - 保険金受取人が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載すること。
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。

保険契約者等の異動に関する調書

新保険契約者等	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区〇〇〇〇	氏名又は名称	山田太郎
死亡した保険契約者等		同上		山田一郎
被保険者等		同上		山田花子
解約返戻金相当額		既払込保険料等の総額		死亡した保険契約者等の払込保険料等
15,000,000 円		12,000,000 円		12,000,000 円
評価日	2	保険契約者等の死亡日 契約者変更の効力発生日	保険契約者等の死亡日	令和7年 12月 1 日 (摘要)
保険等の種類	終身保険		契約者変更の効力発生日	年 月 日 (年 月 日提出)
保険会社等	所在地	東京都中央区〇〇〇〇		
	名称	〇〇生命保険株式会社 (電話)	法人番号	2345678900001
整理欄		①		②

386

備考

- 新保険契約者等の欄には、生命保険契約又は損害保険契約(共済契約を含む。)の契約者の死亡に伴う当該契約の契約者の変更(以下「契約者変更」という。)の手続をした場合における当該契約者変更後の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地を記載すること。
- 死亡した保険契約者等の欄には、契約者変更前の契約者の氏名及び住所又は居所を記載すること。
- 解約返戻金相当額の欄には、二の契約者の死亡日又は契約者変更の効力発生日いずれかの日(以下「評価日」という。)において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額を記載すること。
- 評価日の欄には、三の解約返戻金相当額に係る評価日に対応する番号を○で囲むこと。
- 保険会社等の法人番号欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

生命保険契約について契約者変更があった場合

【照会要旨】

生命保険契約について、契約者変更があった場合には、生命保険契約に関する権利の贈与があったものとして、その権利の価額に相当する金額について新しく契約者となった者に対し、贈与税の課税が行われることになります。

【回答要旨】

相続税法は、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨規定しており、保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的意義のあるものとは考えておらず、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとしています。

したがって、契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありません。ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。